

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ 平成29年度よりスタートします！！

私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業

- 平成29年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が対象です。
- 年収約400万円未満の世帯(※)が対象です。

※父母の両方が働き、高校生以上の子供がいない場合の目安であり、家族の状況により、この年収額は変わります。対象となるためには、保護者等の課税証明書(市町村役場、出張所等で発行)の**市町村民税の所得割額が、10万2,300円未満**であることが必要です。

- 年額10万円を支援します。
 - 学校が代理受領し、授業料が減額されます！
- 文部科学省が実施する調査に協力いただきます。
 - 支援を受けるための条件となります！

平成29年5月以降、各都道府県又は学校から、申請に必要な書類などについて、ご案内があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN